

繁茂竹林整備事業地における発電利用に供する竹の証明について

令和2年6月12日付け令2森林企画第136号

令和2年6月12日付け令2森林整備第247号

第1 趣旨

やまぐち森林づくり県民税（繁茂竹林整備）事業地において発生する竹をFIT発電に供するにあたって、「間伐材等由来のバイオマス」として円滑な由来証明を図るため必要な事項を定める。

証明に関しては、次表の関係規程等に定めのあるもののほか、本通知に定めるところによるものとする。

関係規程等	略称
発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成24年6月：林野庁）	林野庁ガイドライン
木質バイオマス発電・証明ガイドラインQ&A（平成24年8月27日：林野庁）	林野庁Q&A
木質バイオマス証明ガイドラインQ&A（竹の取扱いについて）（平成30年1月19日：林野庁）	林野庁Q&A追加
発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン運営マニュアル（平成29年3月：一般社団法人木質バイオマスエネルギー協会）	運営マニュアル

第2 目的

木質バイオマス発電の燃料材として竹材の有効利用を図るとともに、繁茂竹林整備事業施行地の再生竹除去等の森林管理を容易にし、竹の繁茂の抑制及び自然林への誘導に資することを目的とする。

第3 定義

繁茂竹林整備事業は、侵入竹林の全伐及び再生竹の除去により自然林への回復を誘導するために実施することから、本通知に基づき由来証明された竹材については、次のとおり取り扱うものとする。

伐採区分	侵入竹林	木質バイオマス区分
除伐	林冠がうっ閉する前の森林における、スギ・ヒノキ等の目的樹種の健全な成長を図るための伐採（目的樹種の成長を阻害する竹等の除去）によるもの	間伐材等由来の木質バイオマス

第3 対象

本通知は次のすべてを満たす場合を対象とする。

- 1 繁茂竹林整備事業地の森林所有者が発電利用に供するために伐採竹の利用を承諾すること。
- 2 発電利用に供するために、当該施行地から伐採竹を搬出し、加工・流通に供する者（以下、「利用者」）は「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者」の認定を受けた者であること。

第4 竹の由来証明

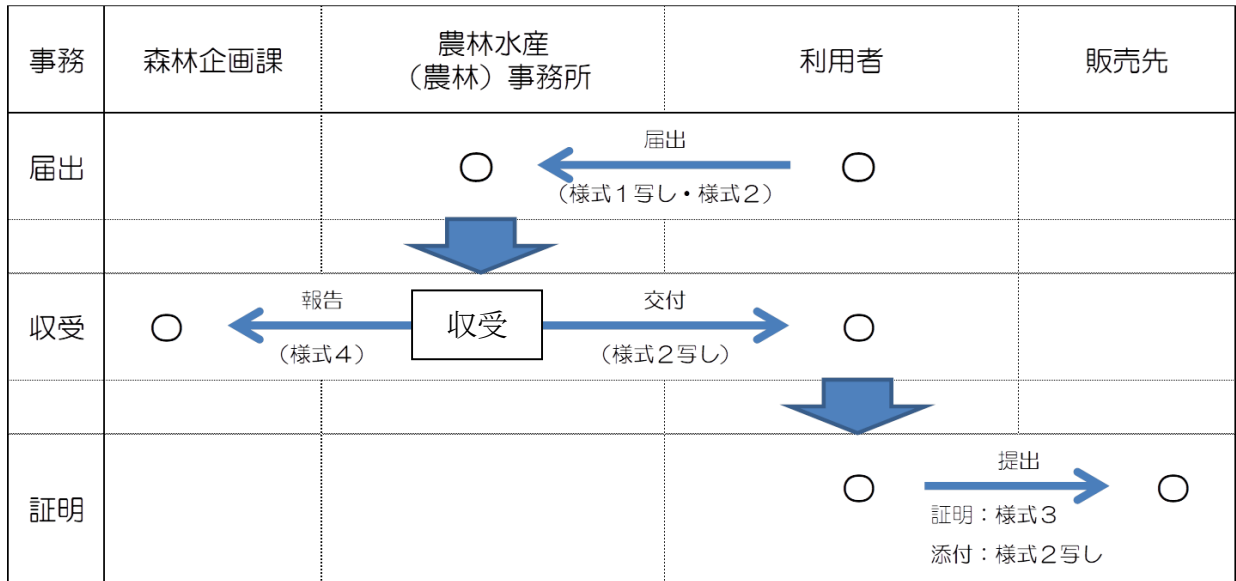
- 1 発電利用に供する竹の利用の届出書
利用者は、当該森林所有者の同意書（別記様式1）の写しを添付して、所轄の農林水産（農林）事務所長（以下「所長」）へ様式2により届け出るものとする。
- 2 審査
所長は、1の届出書の内容が次の基準に照らして適切であるか審査するものとする。
(1) 第3の規定を満たしていること。
(2) 届出書に記載の内容が、現地状況や農林水産（農林）事務所が保管する情報に照らして適切であること。
- 3 届け出の受理
所長は、2の審査の結果適当と認められる場合は收受印を押印し、その写しを利用者に交付する。これにより林野庁ガイドラインに規定する「地方公共団体が独自に行う証明制度に基づいた証明」とする。
- 4 証明書の発行
利用者は、別記様式3により証明書を発行し、これに3で交付を受けた届出書の写しを添付して販売先へ提出する。

第5 報告

所長は、第4の事務を行ったときは、別記様式4により森林企画課長へ報告するものとする。

【参考】手続きの流れと様式

繁茂竹林整備事業地における発電利用に供する竹の証明事務フロー



様式1

発電利用に供する竹の利用の承諾書

年 月 日

(利用者) 様

(森林所有者)

住所

氏名

下記のとおり繁茂竹林整備事業の伐採竹を発電利用に供することを承諾します。

記

1 森林の所在及び概要

場 所	市・町 大字 字
搬出面積・数量	(ha) (t)
搬出の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
搬出(予定)事業者	〇〇素材生産事業者 認定番号

発電利用に供する竹の利用の届出書

年 月 日

農林（水産）事務所長 様

〇〇素材生産事業者
認定番号

下記のとおり繁茂竹林整備事業の伐採竹を発電利用したいので、届け出ます。

記

1 森林の所在及び概要

場 所	市・町 大字 字
伐 採 方 法	除伐
搬 出 面 積 ・ 数 量	(ha) (t)
搬 出 の 期 間	令和 年 月 日 ~令和 年 月 日

※ 竹林位置図及び搬出該当箇所を明らかにした図面及び写真を添付のこと

2 森林所有者の同意書

別添のとおり

3 竹材搬出後の現地片付けについて

当該届出に係る竹材搬出後は、残った竹材が崩落しないよう棚積み整理し、作業に伴い発生した枝条の片付け等跡地整理をします。

農林水産（農林） 事務所收受印欄

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

〇〇（販売先） 殿

〇〇素材生産事業者
認定番号

下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

間伐材等由来の木質 バイオマスの種類	除伐
物件（森林）所在地	
伐採面積・数量	(ha) (t)
樹種	竹

様式4

番 号
年 月 日

農林水産部長 様

農林水産（農林）事務所長

繁茂竹林整備事業地における発電利用に供する竹の証明について

このことについて、別添のとおり受領したので報告します。

※ 様式2届出書の写しを添付すること

(参考)

「林野庁Q & A追加」による竹の除伐の考え方

➤ 侵入竹を含む森林において、除伐に該当するもの

- | | |
|-------------------------------|-------|
| ① 根茎で繋がる全ての竹を伐採…………… | 図-1-1 |
| ② 目的樹種の成長を阻害する竹の伐採…………… | 図-1-2 |
| ③ 隣接する森林に竹が侵入しないように、竹を伐採…………… | 図-1-3 |

➤ 除伐に該当しないもの

- | | |
|------------------------------|-----|
| ① 伐採範囲内において林冠を構成する目的樹種がない竹林… | 図-2 |
| ② 伐採後に竹林として再生させる目的の竹林 | |
| ③ タケノコ生産林の親竹管理 | |

図-1-1 根茎で繋がる全ての竹を伐採

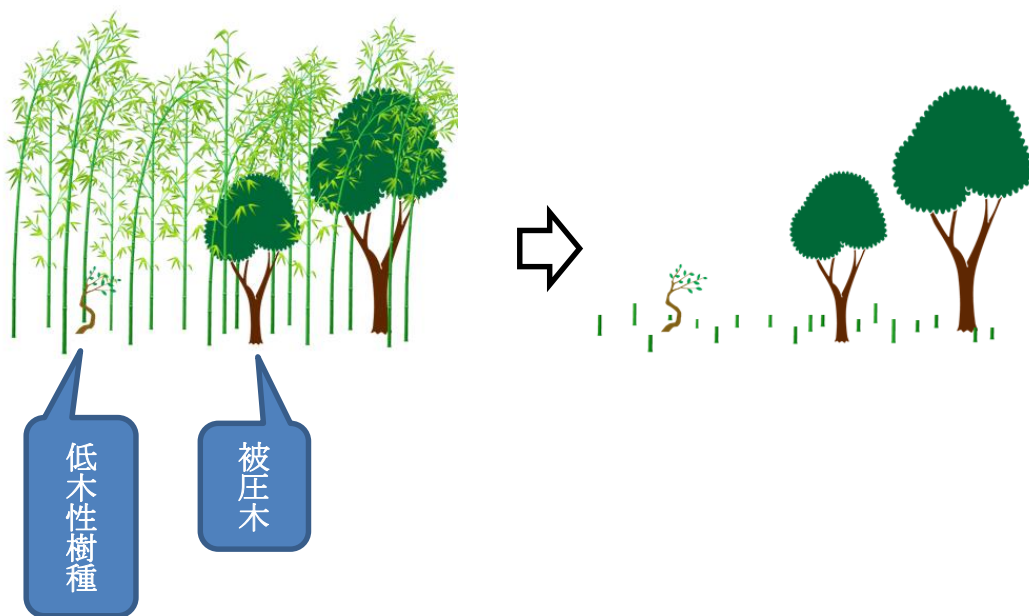


図-1-2 目的樹種の成長を阻害する竹の伐採

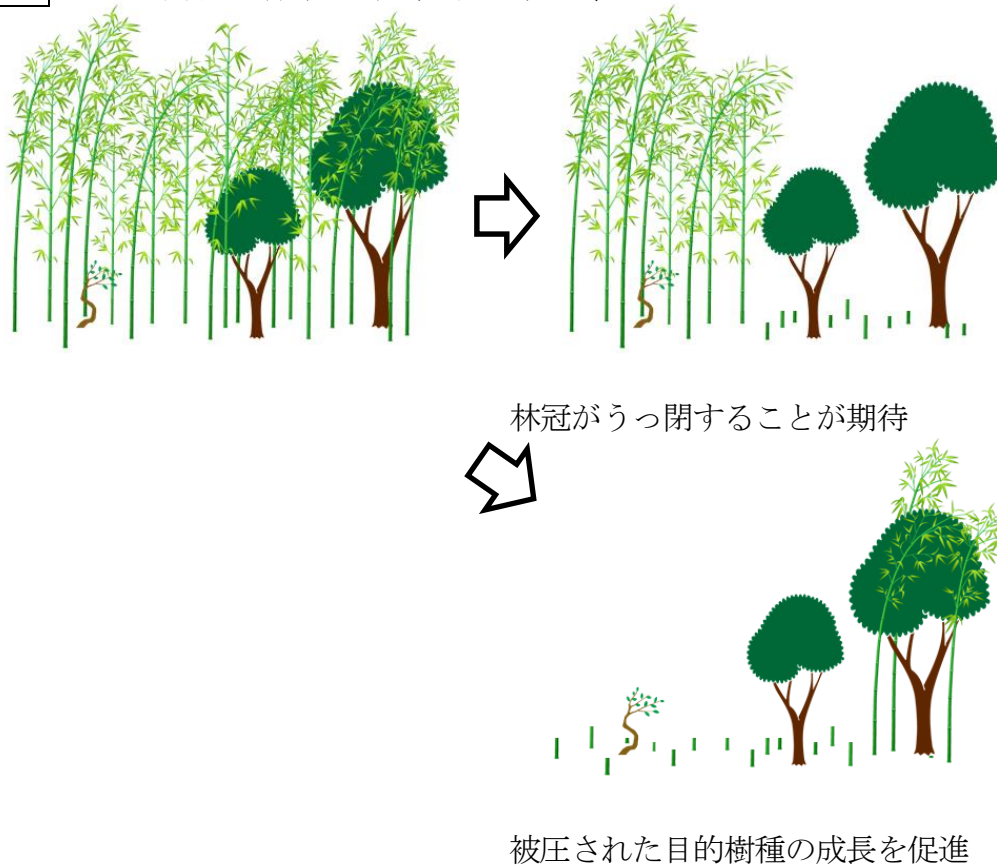


図-1-3 隣接する森林に竹が侵入しないように、竹を伐採

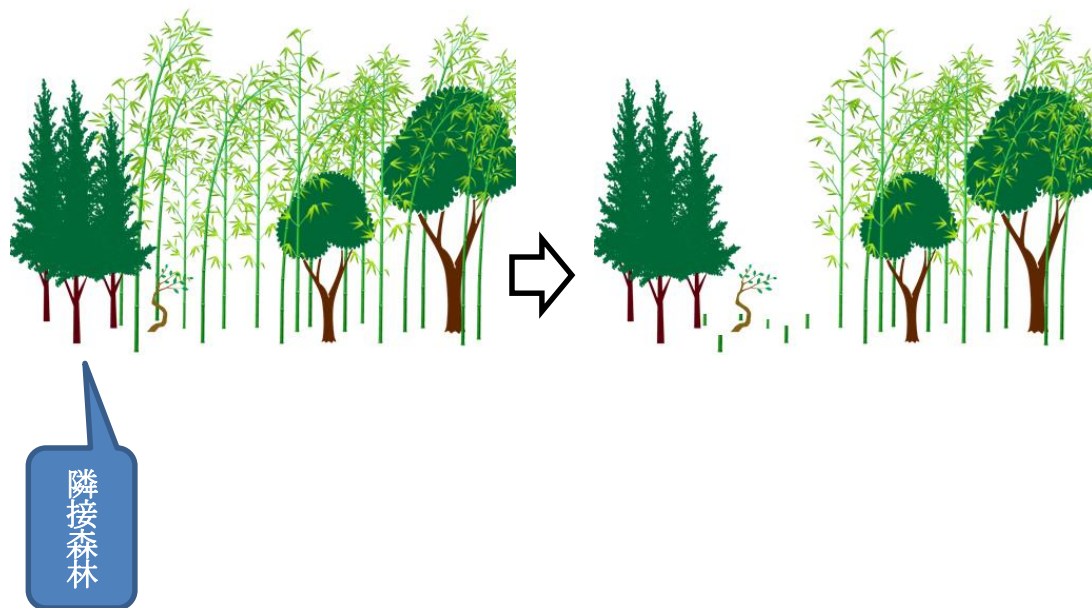
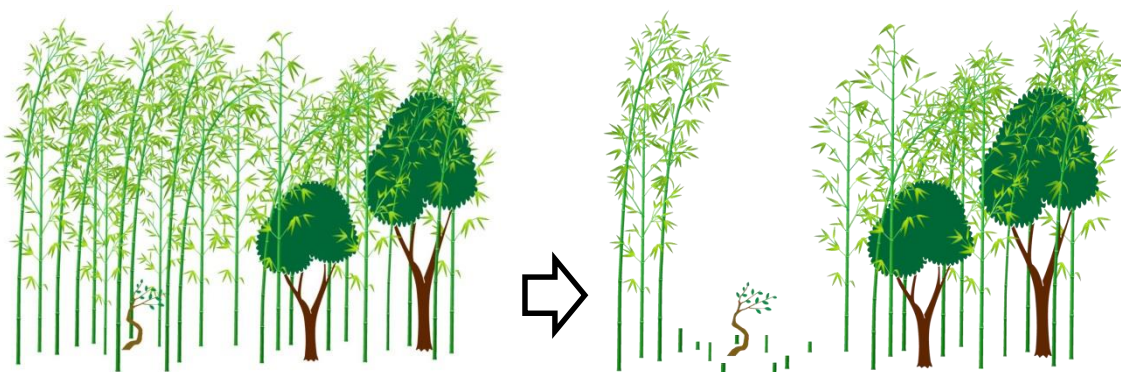


図-2 伐採範囲内において林冠を構成する目的樹種がない竹林



低木性樹木は成長による林冠の構成が期待できないため目的樹種に該当しない